



# 平成31（2019）年4月1日運用開始 三重県犯罪被害者等見舞金について

## 三重県犯罪被害者等支援条例

平成31(2019)年4月施行



三重県では、犯罪被害に遭われたご本人及びそのご家族、ご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）が犯罪の被害から早期に立ち直り、平穏な生活を営むことができるように、県民全体で寄り添い、温かく支え合う社会の実現をめざして「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

この条例に基づき、殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るための「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。

## 三重県犯罪被害者等見舞金の概要



### 対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪です。

### 故意による犯罪被害

殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意により人を死傷させる犯罪が対象であり、自動車運転過失致死等の過失による犯罪は、給付の対象外です。

### 対象となる犯罪被害者等の要件

犯罪被害が発生した日において、三重県内に住所を有していた人です。

### 給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（3親等内）がある場合  
ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき
- 犯罪被害者等が暴力団、暴力団員又は暴力団等と密接関係を有する者であったとき
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき

### 給付の申請期限

該当する犯罪被害を知った日から1年以内  
ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。



### 見舞金の種類・支給額・給付要件

遺族見舞金 60万円	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に三重県内に住所を有する第1順位遺族※1 ※1 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹のうち、最も数字の小さい遺族
重傷病見舞金 20万円	犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された)を負った犯罪被害者ご本人
精神療養見舞金 5万円	特定の犯罪行為※2によって、精神疾患(療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された)を負った犯罪被害者ご本人 ※2 殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても、未遂を含む。)



## 申請に必要な書類

※申請書等必要な添付書類について、詳しくは三重県ホームページをご確認ください。→



三重県HP

### 【申請書類】

- 三重県犯罪被害者等見舞金（遺族、重傷病・精神療養）給付申請書
- 犯罪被害申告書等

### 【主な添付書類】


- 犯罪被害に遭った事実を確認できる書類（盗難等被害届出証明書、起訴状の写し等）
- 被害当時、三重県内に居住していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍謄本又は抄本等）
- 犯罪被害によって亡くなられた事実、年月日を証明することができる書類の写し（死体検案書等）
- **医師の診断書**

## 三重県犯罪被害者等見舞金給付申請用

## ～診断書の作成にご協力をお願いします～







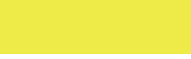

三重県では、給付申請時に左記給付要件を満たす医師の診断書を添付していただくこととしております。

このため、重傷病及び精神療養見舞金申請者（犯罪被害者）が、申請に必要な診断書の作成を求めた際は、恐れ入りますが、三重県犯罪被害者等見舞金給付制度の趣旨をご理解いただいた上、下記見本のとおり  で示した内容をご記載いただいた診断書の作成にご協力をお願いいたします。


（給付要件が確認できる内容であれば、診断書の様式は問いません。）

なお、三重県から犯罪被害者の方にも下記見本と同様の診断書様式を配布しております。


## 見本 診 断 書

住 所			
氏 名			
生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成		年 月 日生
病 名			
初診年月日		年	月 日
受傷年月日		年	月 日
付 記	下記記載例を参考としてください。		

### 重傷病見舞金申請の場合（記載例）

上記の疾患にて、年月日より、約  ケ月の加療を要し、日間入院を要する見込みです。

### 精神療養見舞金申請の場合（記載例）

上記の疾病にて、年月日より、約  ケ月の加療を要し、日間労務に服することができない見込みです。

上記の通り診断します。

### <お問い合わせ・申請窓口>

三重県環境生活部 くらし・交通安全課（〒514-8570 津市広明町13番地）

TEL 059-224-2664 FAX 059-224-3069 E-mail anzen@pref.mie.lg.jp